

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会会議録

招 集

令和7年1月13日（木）午後1時開催の議会運営委員会開催後 議会委員会室
出席委員（8名）

（委員長）稻 田 清 （副委員長）矢田貝 香 織
岡 田 啓 介 土 光 均 中 田 利 幸 西 野 太 一
又 野 史 朗 森 谷 司

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

【総務部】藤岡部長 松本防災安全監
[防災安全課] 山花課長 村上危機管理室係長 三木調整官

出席した事務局職員

毛利局長 田村次長 田渕議事調査担当係長 松田調整官

傍 聴 者

安達議員 戸田議員 錦織議員
報道関係者1人 一般4人

案件

- ・島根原子力発電所2号機の新燃料輸送について（報告）
- ・島根原子力発電所2号機の新燃料受取検査における新燃料の転倒について（報告）
- ・中国電力株式会社からの原子力安全対策に係る財源措置についての協議（報告）
- ・中国電力株式会社に対する財源措置に関する申入れについて（報告）

~~~~~

### 午後1時17分 開会

○稻田委員長 ただいまから原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を開会いたします。

本日は、当局より4件の報告を受けます。

初めに、島根原子力発電所2号機の新燃料の輸送について、当局からの説明を求めます。  
松本防災安全監。

○松本防災安全監 初めに、説明をさせていただく前に、今回資料、資料1から資料4ということで1月10日に皆様のほうに提出をさせていただきました。

その後、今回資料見ていただきますと「NEW」となつとりまして、資料2につきましては差し替えをしております。

こちらの内容でございますけれども、当初提出させていただいた資料の段階では中国電力から。すみません。資料2につきましては、新燃料の転倒についての報告でございます。内容につきましては、以前資料提供はさせていただきましたが、今回内容についての説明をさせていただく予定で資料のほうアップをしとりました。中身につきましては、中国電力から情報が出次第また改めて報告をさせていただきますという内容で一旦提出をさせていただいたんですが、提出の直前に中国電力からプレスリリースがございまして、その資

料も併せて提出をさせていただきました。

しかしながら、資料としましては今日の13日付の資料で中国電力から報告があり次第改めて皆様にお知らせしますという文言が残つとりまして、それに添付する形で10日付の中国電力のリリースが載った形になりましたので、提出書類としましては不適切ということで文言のほう修正しまして、今回つけとりますのが、再発防止策については別紙のとおりという表現で資料のほうの説明を入れさせていただくという形になりました。御迷惑をおかけいたしました。申し訳ございませんでした。

では、資料のほうの説明に入らせていただきます。

○稻田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 そいたしますと、資料1のほうを御覧ください。島根原子力発電所2号機の新燃料輸送についてということでございます。

安全協定に基づきまして、令和7年8月29日付で中国電力より連絡のあった新燃料輸送が実施され、鳥取県の立入調査に同行し、安全上異常がないことを確認したことから報告するものでございます。

なお、9月19日に開催いたしました前回の委員会で新燃料の輸送計画の報告や10月8日付で各議員様に新燃料輸送の状況の確認ということで情報提供させていただいりますので、輸送の内容に関してはちょっと簡易的に説明させていただければなというふうに思います。

まず、輸送日でございます。令和7年10月7日に原子燃料工業株式会社及び株式会社グローバル・ニュークリア・フェル・ジャパンを出発いたしまして、翌10月8日の5時46分に島根原子力発電所のほうに到着しております。

輸送回数に関しては1回、輸送数量については108体ということで、また実際輸送に使ったものがトラック6台ということで、陸送で行われたということになります。

ちょっと次のページになりますが、9番の本市の対応という話になります。こちらのほうですが、県内の輸送中の安全確認といたしまして、本市では、中国電力から連絡を備えた、連絡を受ける体制ですね、そちらのほうを整えておりまして、輸送中の車両が県内に入る前の段階から発電所到着までの間、輸送状況に関する連絡を受けまして、輸送中の安全についての確認等は行っておるというところでございます。

また、島根原子力発電所に関わる鳥取県民の安全確保等に関する協定、いわゆる安全協定と言われるものなんですかけれども、この11条に基づく鳥取県の立入調査に本市及び境港市職員が同行いたしまして、適切に搬入作業が行われたことを確認しております。

また、中国電力が実施いたしました放射線の測定、そちらのほうにも立ち会いいたしまして、測定値が法定基準値以下であったということも確認しております。

この放射線の測定結果については、ちょっと別紙のほう御覧になっていただければなというふうに思います。こちらのほうが、中国電力が実際に測定した結果ですね、こちらのほうが取りまとめられております。

次のページになるんですけども、放射線の測定結果、これ国が一応定める車両運搬時における核燃料の物質等の規則というのがあります、その中で車両の最大線量当量率、こっちがここまでだつたら大丈夫だというところで国のほうに規定されておりまして、いずれもこの数値の中に収まっているということも確認が取れているということでござい

ます。

説明としては以上になります。

○稻田委員長 当局からの説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

土光委員。

○土光委員 資料の輸送日、出発日、到着日に関連してですが、これ出発が二手に分かれているのは、加工業者がそれぞれで、加工業者が2社だから、それぞれ出発した。到着は両方とも5時46分ということで、つまり途中で合流したということですか。

○稻田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 委員がおっしゃられるとおりで、途中で合流して、あわせて、同じ時間帯に到着したということでございます。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 それからトラック6台だということですが、これトラック以外に先導車とか後続車とか、そういういった車両はあったんですか。

○稻田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 トラック以外にも先導車と、あと後ろのほうにも後続する車もあるという形で輸送が行われたというふうに聞いております。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 これそれぞれ何台で、どういう人が乗っていったというか、つまりどういう人が同行していたか。つまりどういう人というのは、こういう核燃料関連の専門家に類する人とか、どういう人がそこに同乗していたのですか。

○稻田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 申し訳ございません。どういった方が乗っていたかということまでには、ちょっと確認は取れていません。

〔「台数は。」と土光委員〕

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 前と後ろに一緒に連なってという話だと思いますが、それぞれ何台だったんですか。

○稻田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 前に1台、後ろに1台、合計2台という話になります。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 これトラックに同乗してるのは運転手1人だけですか。

○稻田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 すみません。人数ですね、そこまで確認が必要がありましたら、ちょっと確認をさせていただければと思います。

○稻田委員長 ちょっと待ってください。今の答弁は、確認して把握ができれば土光委員に後ほど伝えますという意味だったですか。

山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 委員長おっしゃられるとおりで、後ほどまた土光委員さんほうにお伝えするという形で対応させていただきたいと思います。

○稻田委員長 確認が取れる範囲でという意味でいいですね。

○山花防災安全課長 はい。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 それだったら、確認が取れる範囲で構いませんが、いわゆる先導車、後続車、車が1台ついていた。そこには人数も含めてどういう人が実際同行していたのかということも確認が取れればお知らせください。

○稻田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 ちょっと確認の取れる範囲ということになるかなと思いますけれども、そういったことの確認を取れる範囲内で報告させていただきたいと思います。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 それから2ページ目で、本市の対応、(1) 県内輸送中等の安全確認の文章に関して、2行目で到着までの間、輸送状況に関する連絡を受け、これはつまり輸送中に連絡を受けていた、定期的にか分かんないけど、それこそ定期的にというか、どういう形で連絡を受けていたのでしょうか。

○稻田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 連絡自体はファクスによって、例えば鳥取県内に入った時点で入りましたという形でファクスにより通知。例えばそれがさらに鳥取県内から島根県に入った場合は、島根県内入りました。最終的には、島根原発のほうに到着したという形で通知のほうがあったという形になります。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 ファクスは、県、市両方に入ったのですか。

○稻田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 ファクスに関しては、県、市両方にも連絡は入っているというふうに聞いております。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 ちょっと答弁まとめますと、輸送状況に関しては、鳥取県内に入ったとき、県を出たとき、それから到着したときというときにファクスで連絡があったということですね。

○稻田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 委員おっしゃられるとおりでございまして、それぞれ、鳥取県内に入った時点、島根県に入った時点、あとは実際に到着した時点、原発にですね、その時点での連絡がございました。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 それからこの文章で、その後の文言、鳥取県に同行し輸送中の安全を確認した。この同行して輸送中の安全を確認した、これ具体的にどういったことをやられたのでしょうか。

○稻田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 こちらの表現なんですけれども、輸送中ずっと鳥取県に同行して確認をしていたというちょっとわけではございませんで、先ほどの中で島根原子力発電所内、実際にこれに輸送された段階では、実際鳥取県のほうにうちの市の職員のほうも同行して

おりまして、その時点での確認というのは行っているというようなことでこのようにちょっと表現にしてるんですけども、やはりちょっと若干分かりにくいというか、混乱を招くような内容なのかなと思いますので、今後は分かりやすいような表現にするようにちょっと注意していきたいと思っております。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 内容につきましては、今、担当課長のほうが説明したとおりでございますが、鳥取県に同行して確認したというのは、その入り口を通るとこを確認したということではなくて、最終的に到着をして、当然中国電力からも安全に到着しましたという報告を受けたということでこういう表現にしようとります。ですので、課長申しましたように、ずっとトラックについてということではなくて、移動中全ての分についてちゃんと安全に終わりましたという報告を受けて、そこで確認をしたという意味でございます。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 つまり、まず鳥取県は、到着の時点で到着して安全に着いたか、それを確認するためにそこに、つまり島根原発の施設のほうに行っていた。それに米子市は同行したことですか。

○稻田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 委員おっしゃられるとおりでございまして、鳥取県に同行する形で島根原発のほうに本市の職員のほうも向かって、現地で確認を行っているということでございます。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 分かりました。この文章ちょっと紛らわしいので、事実関係は分かりました。それからあと輸送中の安全ということに関して、前回の委員会でもちょっとお聞きしたんですが、多分何か事故があったとき出動するのは消防、警察だと思うのですが、少なくとも米子市は消防に、つまり米子市自身は事前に輸送経路とかは中国電力から連絡を受けている。そういう情報、消防には市からは伝えていないということですね。ちょっとこれは確認です。この前と同じ内容ですが。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 前回、私のほうが答弁させていただきましたので、私のほうからさせていただきます。その内容について、市から消防に直接連絡するということはございません。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 実は私は、消防に直接確認して、この輸送経路、日時について米子市とか、あるいは中国電力から事前の連絡がありますかということを消防に確認したら、連絡は一切ない。だから別な言い方をすると、消防自身は、この核燃料輸送がいつ行われるか、今どこを通てるか、全く情報持っていないという状況だということは分かりました。

ただ、実際いざ事故があったときに消防、もちろん警察もだから、消防は出動するはずなので、そういう情報は、今どこどこを通ってる、そういう情報というのは消防は持っていたほうが対応がしやすいのではないかと私は思っているのですが、市としてはその辺はどういうふうに思われますか。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 今、土光委員言われたことも確かにそうかもしれませんけれども、実際に運用するに当たって中国電力のほうが実際に何かあったときにどういう対応が取れるかということをしっかりとやっていただくことが重要でございまして、事前に話す、話さないということは重要ではなくて、何かあったときにどういう対応が取れるか、それをちゃんと消防なり、警察もそうですけれども、そういったところがそういう事態があったときどう対処するかということを踏まえてるということが重要であると思いますので、その辺の連絡の判断につきましては中国電力の判断に任せたいと考えります。

○**稻田委員長** 土光委員。

○**土光委員** それからあとそれぞれの測定結果の資料、これに関連することですが、運転手自身は例えば積算線量計とか、そういうなのは携帯はしていないのですか。

○**稻田委員長** 山花防災安全課長。

○**山花防災安全課長** 今の御質問の運転手自体がそういった機器を持ってるかどうかということだと思うんですけども、すみません、ちょっとそこまで確認しておりませんで、ちょっとこちらに關しても確認をさせていただきたいというふうに思います。

○**稻田委員長** 先ほど同様ですね。確認して、分かるようであれば報告しますと。

[「はい。」と山花防災安全課長]

[「ぜひお願いします。」と土光委員]

○**稻田委員長** 土光委員。

○**土光委員** いいです。以上。

○**稻田委員長** 終わり。

[「はい。」と土光委員]

○**稻田委員長** ほかございますか。ないですね。

[「なし」と声あり]

○**稻田委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

次に、島根原子力発電所2号機の新燃料受取検査における新燃料の転倒について、当局からの説明を求めます。

山花防災安全課長。

○**山花防災安全課長** そいついたしますと、資料2を御覧いただければと思います。島根原子力発電所2号機の新燃料受取検査における新燃料の転倒について報告したいと思います。

令和7年10月20日に、島根原子力発電所2号機原子炉建物4階で実施されました新燃料受取検査の中で新燃料2体が転倒するという事象が発生いたしました。そしてこの原因とその再発の防止について、これも併せてという形でちょっと報告させていただきたいと思います。

なお、当日なんですが、鳥取県及び境港市と共に本市からも職員を派遣いたしまして、現場の状況等の確認を行っているというところでございます。

発生日時は、令和7年10月20日9時20分頃、島根原子力発電所2号機の原子炉建物4階ですね、こちらは放射線管理区域内になるんですけども、こちらで発生したと。

経緯といいたしましては、検査前の段階の新燃料を輸送容器、こちらのほうから取り出すために、クレーンにより輸送容器を立て起こす際に、新燃料2体が転倒し、協力会社の作業員1名が負傷したというものでございます。

詳しくは、別紙 1 を御覧になっていただければなと思います。ページめくっていただければと思います。こちらの別紙 1 のほうは、中国電力のほうが作成いたしました新燃料転倒に関するお知らせのほうになります。

こちらの本事象によります作業員の被曝であるとか、環境への放射能の影響及び島根原子力発電所 2 号機の運転への影響等はございませんでした。

現場の状況については、このお知らせ文の下のほうに参考として写真のほうが載っているかなというふうに思います。こちら手前側にちょっと変形して倒れてる 2 本のものがあろうかなと思います。これが実際に倒れた新燃料というふうになりますので、御確認をいただければと思います。

では、すみません、またちょっと一旦資料 2 のほうに戻ります。現場確認についてでございますが、鳥取県、境港市及び本市の職員が島根原子力発電所内において、令和 7 年 1 月 20 日 16 時 50 分から 19 時 10 分の間、確認のほう実施いたしまして、新燃料 2 体が転倒した現場の状況の確認、さらに中国電力社員のほうから、事象発生の経緯、さらに対応状況の説明のほうを受けております。

また、本事象による作業員の被曝、環境への放射能の影響がないということを中国電力が測定しました線量データ、こちらのほうを確認した上で、確かにそうですねという形で確認を取っているという形になります。

では、続きまして、原因と再発防止策ということで、こちらのほうが、ちょっとまたページをめくっていただきまして、別紙 2 、こちらのほうを確認いただければと思います。別紙 2 のほうは、中国電力が作成いたしました新燃料転倒に係る原因と再発防止のお知らせということになります。冒頭で防災安全監からの説明がありました。こちらの報告のほうがちょっと急遽出てきたという形のものになります。

まず、事象の概要でございます。新燃料の受け取り検査、それに当たりまして、実際に運搬してきた燃料メーカーと中国電力で役割分担を行いながら共同で作業していたところ、クレーンによって輸送容器を立て起こす際に、輸送容器のほうに転倒防止用のストッパー やロープ、そういうものが設置されていなかったことから、新燃料 2 体が床面に転倒して起こったというものでございます。

事象の原因としましては、燃料メーカーが当日の作業開始時に作業員が 1 名少ないという状況で作業を開始しております、当該 1 名分の役割分担、こういった、ここをちょっと明確にしていなかった点。

さらに燃料メーカーが作成した作成手順書のほうに転倒防止策の実施の記載はありました、ホールドポイント、要は次の工程に進むために作業責任者が確認を必須とするポイントということ、これをホールドポイントと言うんですけども、このホールドポイントとしての設定をしていなかった点がちょっと上げられるということでございます。

また、中国電力としても作業手順書において、立ち会い時に転倒防止策を確認することとしていなかったことも原因であるというふうに考えておられるということでございます。

続きまして、再発防止策ということでございます。次のとおり、燃料メーカーと中国電力におきまして必要な再発防止策のほう策定しておるということがございます。

まず燃料メーカーでございますが、作業体制に変更が生じた際には、作業体制を再確認し、役割分担を明確にした上で、中国電力の確認を受けてから作業を開始することを作業

手順書のほうへ反映させると。

次点が、作業手順書において、転倒防止策の実施等を先ほど説明しましたホールドポイントとして設定するといったことを定めておるということでございます。

次に、中国電力においては、立ち会い時に確認が必要な作業、例えば今回でいう転倒防止策ですね、そういったものについて再整理を行いまして、作業手順書に反映をさせると。作業体制に変更が生じた際には、役割分担や作業の可否について燃料メーカーのほうに確認するように要求するとともに、作業体制の確認を行い、必要な指示を行うことを作業手順書に反映するといったことを定めておるということでございます。

また、中電のほうは、一応こういった再発防止策等についていろいろ考えておるということなんですが、もちろんこれ以外にもまた課題があるのではということで、ちょっと今洗い出し等の確認も行っているというふうにお聞きしております。

説明としては、以上になります。

**○稻田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。ございませんか。

土光委員。

**○土光委員** まず、1ページ目かな、資料2の最初のページで、現場確認の実施概要に関して、これ現場確認という表現しているんですが、これは安全協定に基づく立入検査ではなかつたということでしょうか。

**○稻田委員長** 山花防災安全課長。

**○山花防災安全課長** 今回の事案は安全協定外のものでございまして、あくまでもやはり市民の安全であるとか環境の保全を図るというような意味合いも込めまして鳥取県に同行する形で現場の確認をさせていただいたということでございます。

**○稻田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 燃料棒が転倒するというのは、割とそれなりの大きな事象、事故だと思うんですが、これがその安全協定上、立入検査までは必要がないというふうに県が判断したということですか。

**○稻田委員長** 山花防災安全課長。

**○山花防災安全課長** 県だけという話ではなくて、その協定自体も米子市、境港市も含めたという形での中の安全協定という話でございますので、県だけが定めたというわけではございません。

**○稻田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 立入検査の権限は県が持っていますよね。米子市は直接持っていないですね。だから立入検査が必要かどうかは県が。ただし、米子市は県に意見を言うことができるけど、県が行使するのだけど、事前に米子市と意思疎通、やり取りして、その結果、立入検査求めないというふうになったのか、それよく分からぬけど、とにかく立入検査までは必要がないというふうに今回のこの事象に関しては判断したということになるんですが、そういう理解でいいですか。

**○稻田委員長** 山花防災安全課長。

**○山花防災安全課長** ちょっと冒頭にも説明したかなと思います。確かに安全協定の中での立入調査であるとか、そういったものではございませんが、ただ、やっぱり幾ら協定の

ものではなくても、実際これは要は中電のほうから、こういった事象が発生したと、そういったこと協定ではないけれども、要は実際の確認ということで鳥取県も実際立入りの検査を行っているわけですし、そのところに同行して米子市のほうの職員も確認をしているということになるというふうに理解はしとるんですけども。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 ちょっと何を言われているのかよく分からぬのですが、とにかく今回これは安全協定上の立入検査という位置づけではなかったというのは、それは間違いないですね。

○稻田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 委員おっしゃられるとおりで、今回の事案に関しては安全協定上の立入りの検査ではなかったということは、間違いございません。

○稻田委員長 ちょっとここで文言の確認だけさせてください。安全協定の多分第11条の立入調査のことを言われているのだと私は認識しております、最初にちょっと確認すべきでしたら、流れもありますので申し上げませんでしたが、土光委員も恐らく11条、立入調査のことを言われてるということですね。

[「はい。立入検査と言った。」と土光委員]

○稻田委員長 検査ということは、したがって、先ほどのやり取りは、立入調査ということに読み替えをさせていただきたいと思います。

以後、11条のことであれば立入調査という文言を使ってください。

土光委員。

○土光委員 これは把握してればということでいいですが、このことに関して島根県側、つまり島根県とか松江市、どういう対応したかというのは把握していますか。もし把握していれば説明してください。

○稻田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 島根県側のほうも立入調査のほうを行っているというふうに聞いております。

○稻田委員長 島根県側は立入調査を行った…。安全協定上の…。そこ、もし確認取れてないようであれば、もう一度。

[「すみません、よろしいですか」と山花防災安全課長]

○稻田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 すみません。そこをちょっと再度確認を取ってみます。ただ、実際に島根県側の職員等が現場の確認をしているのは間違いございません。ただ、それがそういった立入調査なのかどうかというと、ちょっと確認は取れておりませんので、それにに関しては確認を取らさせていただきたいと思います。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 それは確認をお願いします。

実際、安全協定上の位置づけはよく分かんないけど、島根県側も鳥取県側もこういったことに関して現場を確認した。これ一緒にやったんですか。それとも別々にやったんですか。鳥取県側と島根県側。

○稻田委員長 村上防災安全課係長。

○**村上防災安全課危機管理室係長**　当日の動きですが、2県6市合同で現地確認のほうさせていただいとりますが、構内狭いので、2グループに分かれて実際のほうは動いとります。以上です。

○**稻田委員長**　土光委員。

○**土光委員**　分かりました。

それから、あと別紙の2に関連で、中国電力が概要とか、原因とか、再発防止策を、これはプレス発表の資料だと思いますが、こういうふうに中国電力が発表していますが、この特に再発防止策に関して、米子市としてはこれでオーケーとするのですか。まだまだ課題があるというふうに考えているのですか、どちらでしょうか。

○**稻田委員長**　山花防災安全課長。

○**山花防災安全課長**　説明の場でもちょっと申し上げたかなと思いますが、一応、この再発防止策のほうですね、もちろんこういったこと行っていたらのは当然と思っておるんですけれども、また、ただ、今、中電、これ以外の課題の洗い出し等もちょっと行っているというお話を聞いております。実際ちょっとそういったことも確認した上で判断していくものであるかなというふうに考えております。以上です。

○**稻田委員長**　土光委員。

○**土光委員**　だから今のこの別紙2の中電の発表、再発防止策、これに関して市としてはこれをどう受け止めているのかということを聞いています。

○**稻田委員長**　松本防災安全監。

○**松本防災安全監**　考え方は先ほど担当課長申し上げたとおりですけれども、再発防止策、これ中電が今回出されましたものでございます。これについては当然のこととござりますんで、適切に、厳格にやっていただき、そういうべきだろうというふうに考えとります。

これについてはそう思つとりますし、当然これだけで終わるのではなくて、洗い出し、同じような事案がないかっていうことも併せてしておられるということで伺つとりますんで、そちらも含めて適切にやっていただきたいというふうに考えとります。

○**稻田委員長**　土光委員。

○**土光委員**　そうすると、中電がこの再発防止策、今日の資料、これが全てということではなくて、さらに課題があるだろうということで今やつて。多分その結果もいずれ発表があると思うので、それはその時点でまた、当然その内容は市に連絡があると思いますので、それはまた委員会で報告をしていただけるというふうに思つていいでしょうか。

○**稻田委員長**　松本防災安全監。

○**松本防災安全監**　そこまでは言つてしまんでして、実際に再発防止策としてはこれ、今回提出されたもので一旦終わりだと思います。

ただ、これで終わることなく、様々な事案、たくさんのプロセスを踏んで搬入されまし、今後も、また今後出てくる事案でございますんで、そのためにもしっかりともう一度工程を見直してとか、チェックをしてっていうことをしていただきたいということでござります。

もし何かそこで改善の点とかがあれば、どつかの時点で報告があるのかもしれませんけれども、現時点である、ないというのは分かりませんし、基本的に今回の転倒事案については、この中国電力が出された再発防止策、こちらで一旦は終わりになるのではないかと

思つります。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 この事故の原因とか、それに関連する再発防止策で私が一つ何でだろうと思うことがあって、それは再発防止策にもその疑問は読んでも解決しないのですが、つまり何か15人で始めるが、人数まで書いた、集まって始める。ただ、1人遅れて、開始時間に1人は遅れて、来ていなかった。でも始めた。たまたまかどうか知らんけど、その遅れてきた人が転倒防止策の担当の人であったろうと思われる。だから十分できなかつたという事故の概要だと思うのですが、これ何で全員そろわないので作業を始めたのか。その人はどういう、まずそれを判断したのは誰か、何でそういう判断をしたのか、なぜ待てなかつたのか、そういうところが再発防止策の中で全然触れられてなくて、そこが一番の私は問題で、それをそうならないようにということをちゃんと考へないといけないというふうに私は思つてゐるんですが、市はどう思ひますか。

○稻田委員長 市がどう思われるか。

松本防災安全監。

○松本防災安全監 その点については適切に手順を見直すなりをしていただかなければならないと考えとりまして、市の考えとしてはそういうことです。

ただ、実際に人数が少なくてやつてしまつたよつていうことは、一見それだけを見ると大変なことなんすけれども、通常ですと人数が少なければそれなりの対応をするシステムというのはできてるはずです。それがうまく機能しなかつたっていうのはなぜか、そういったところも含めて点検をしていただいて、再発防止策、今後きちつとしたもので対応していただけることを期待しとるところでござります。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 安全協定上、市は意見を述べることができるというのありますから、私はぜひその辺を市から中国電力に、そろわないのでなぜ始めたのか、その判断したのは誰なのか、何でそういう判断をしたのか、そのところをちゃんと説明を求めるようなことを私は市としても中国電力に意見として述べていただきたいというふうに思つてゐます。

それからもう一つ、再発防止策は、要はこれ何か作業手順云々で、今回は作業手順とかいろんな記述が不十分だったからということですが、それを受け入れるとしても、よく言われるのは水平展開、つまりこういったことに関して作業手順とか不十分だったら、同様な事例がほかにもあるのではないか、作業手順で不十分な点があるのではないか、そういうふうに考えていくという、水平展開というふうに言つてゐると思いますが、そういう検証も私はしないといけないと思いますが、少なくとも今日の資料の再発防止策ではその辺が全然触れられていないということで、そういうことも意見として述べていただきたいのですが、いかがでしようか。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 まず、今回の最初の御質問でございました、この案件について中国電力に意見を言うべきではないかということでございましたが、今回の再発防止策を受けまして、先ほど申しましたとおり市としてはしっかりやつていただきたいという考え方でございますので、改めてこれに特化したような申入れ、申出をするつもりはございません。

もう1点の平行展開ですね、これにつきましては私も先ほど申しましたけれども、当然

これだけの事案ではなくて、ほかにもきっとあるだろうというところは中国電力のほうも改めて再点検をしておられるというふうに伺つりますんで、そちらのほうしっかりしていただきたいというふうに考えります。

○土光委員 以上です。

○稻田委員長 ほかございますか。

又野委員。

○又野委員 ちょっと1点だけ聞かせていただきます。先ほどの土光委員からも話があつた、この原因のところで作業員が足りない状態で進めたっていうところが私も気になってまして、これまで度重なる事故とか不祥事とかあって、作業を安全に行なうことを徹底するとか、安全文化の醸成だとか、物すごい何回も何回も聞いてきたんですけども、それでも結局作業員が1人足りない状態で行って、足りない状態でもできるような方法はあったんでしょうけど、でも結局こうなってしまってたってことは、これまで何回も言われてた安全対策の徹底とかっていう点で私はちょっと徹底されてない部分があったんじゃないかなと感じるんですけども、米子市としてはそこら辺どのように感じておられますか。

○稻田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 委員おっしゃられるとおりでございまして、確かに過去にやはりいろいろな事故等も発生しておるという状況、それは事実でございます。

ただ、市としても、繰り返しになるんですけども、原子力自体の安全性の確保であるとか、やはりそういったところが非常に大事、それを第一だというふうに考えていただきたいということで、引き続き防止対策、これの徹底についてちょっと引き続き求めていくということで、中国電力のほうにも伝えていきたいというふうに考えております。

○稻田委員長 又野委員。

○又野委員 本当に、先ほどからも言ってるんですけど、残念ながらこのように度重なる、今回確かに放射線とかの影響とか、周りの影響とか、原子力発電自体には影響がなかつたって話ですけど、軽傷だったかもしれないんですけど、負傷は作業員もしとられるので、やっぱり重大なこれは事故だったと私は思います。ちょっとずつでも積み重なっていくと、やっぱりどっか大きなことが起きる可能性というのは多くの人は感じことだと思うので、これもやっぱりこのままだと重大な判断をしていかなければならぬっていう認識でもって米子市は対応していただくということが大事だと思ってて、先ほどの土光委員の答弁では、これについてだけで申入れをするつもりないっていうふうに言わされましたけども、でも今さっきの話だと何か求めていきたいっていう答弁があったので、ぜひともこのことだけでもやっぱり米子市としては、しっかりするようにというか、もっと安全を確保して作業を進めるようにとか、やはりするべきだと思いますんで、ぜひともそこはお願ひしたいと思いますけれども、もし答弁があれば。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 最初に、私のほうがこの案件に特化して、この案件だけで申入れをする考えはないということで申しました。

ですが、全く関心がなくて何もしないよということではなくて、当然今回の事案も重く受け止めとります。そのために現場にも職員を派遣して確認をして、中国電力からも報告を受け、再発防止策もいただいて、でもそれ以外もあるよねっていうことが話をしてると

ところでございますので、実際に現時点でこれについては申入れということを考えておりますけれども、当然安全について第一番ということは、当然もうこれが一番ですので、それについて必要があれば必要に応じて、毎回同じこと言つりますけれども、適切な時期に中国電力に申入れということは必要になってこようかと思いますけれども、今回の事案で今回するかと言わると今は考えてないということでございます。

○稻田委員長 又野委員。

○又野委員 やはり重大だと思っておられるんだったら、このタイミングでも何かしらの申入れとか要望だとかはするべきだと私は思っておりますんで、ぜひとも考えていただきたいと思います。以上です。

○稻田委員長 中田委員。

○中田委員 ちょっと私は意見が違うので、申し上げるだけ申し上げとく。この手の、これ原子力問題だから非常に何かセンシティブに捉えてますけど、これ電柱建植なんかでも、普通の玉掛けでもある話なので、その手順として細かいところまで、第三者と言ったらおかしいですけど、関係者ではあっても米子市がその施工方法、作業方法に関わるようなことを言う立場に私はないと思います。

この作業、少し私もこの手の作業、もちろん原子力では関わりないですけど、経験からいうと、ここにも書いてあるんですけど、変更が生じたときに、人数が例えば少なかつたときにできるかどうかの判断とか、それからその手順を変える必要性があるかどうかとか、そういったところにおいてきっちと確認をするホールドポイントとして設定されてなかつたというところがこれの主な原因だと思っていて、米子市からの立場でいえば、この今回の作業が立入調査に該当する作業でなかつたということからもそうなんですけど、ただ、米子市の立場からすると、中国電力でそういう例えれば労災事故だったり作業事故が発生すること自体がお互いの信頼関係においてよろしいことではないので、そういったことの再発防止についてはしっかりと改めて徹底を促すということで、作業の細部について申し入れるような私は必要性はないと思います。逆に、それを素人の意見をプロの作業手順に申し入れるようなことをすると、多分現場は混乱すると思います。とか余分な仕事が増えたりする場合だってあると思います。ですから、そこら辺は本当に専門性が必要なことについては専門性を持ってるところがきっちと考えて徹底を図ることで、要は事故を起こさないということなので、米子市の立場からの言い方としては再発防止ということに尽きると思いますので、とりわけ起きていること、事象は中国電力さんの直接職員というよりは、その施工だったり、下請だったり、それに関わる関連事業者の作業の中で起きていることなので、それは中国電力のほうが再発防止を徹底していただくということで、今回もこれを見るといろいろ当社が確認するところを反映するだとかということが書いてあるので、そういったことをきっちと徹底していただいて再発防止に努めていただくということであると私は思います。特に答弁は要りません。

○稻田委員長 よろしいですか。

ほかございますか。

[「ちょっとすみません」と土光委員]

土光委員。

○土光委員 この燃料転倒、今回、こういったことは、島根2号機で構わない、過去にそ

ういったことがあったことはあるんですか。多分米子市だから、ちゃんとそれなりに事実関係、急に聞くんだからちゃんと把握していないと思うので、ぜひこれ中国電力に聞いてほしいんですが、過去にそういった事例があったか、これ1号機も含めて。今回が全く初めてかどうかということです、別な言い方すると。

それからもう一つは、今回、この燃料の転倒の作業で構いませんから、そろわなくともスタート、作業開始するというふうにした、これ過去にもそういったことがよく行われていたのかどうか、その辺のことをぜひ中国電力に確認していただきたいと思います。事実関係を。

○稻田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 委員おっしゃられるとおりで、ちょっと今この場で過去どうだったであるとか、そういうたった人が足りない状態での作業が実際過去にもあったのかというとこ、この場ではちょっと分からなってところでございますので、もちろんこれも取りあえず、そういうところが確認はできるかというのもあるんですけども、一応その辺のほうも確認を行った上で、分かった場合はまた土光委員のほうにもお知らせするという話で対応させていただきたいと思います。

○土光委員 ぜひお願ひします。

○稻田委員長 ほかございますか。

又野委員。

○又野委員 ごめんなさい。さっきの件について、土光委員だけじゃなくて、私、もしあれだったら委員皆さんにも。

(「全員にしたほうがいいと思います。」と土光委員)

○稻田委員長 では、委員全員に報告ください。

ほかございますか。ないですね。

[「なし」と声あり]

○稻田委員長 ないようですねんで、本件については終了いたします。

次に、次第の3、中国電力株式会社からの原子力安全対策に係る財源措置についての協議について及び4、中国電力株式会社に対する財源措置に関する申入れについてですが、3の協議がなされた上で4の申入れが中国電力になされていることから、一括して当局に説明を求めたいと思います。お願ひします。

山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 そういういたしますと、まず中国電力からの原子力安全対策に係る財源措置についての協議ということで、今お送りしました資料3のほう御覧くださいませ。

令和7年9月3日でございますが、鳥取県及び米子市、境港市の三者を代表いたしまして、平井知事から中国電力に対して、周辺地域に対しても立地地域と同等の財源負担をすること等の申入れを行ったところでございます。

このたびなんですが、この財源措置の適正化の早期具体化、それを図るために協議を行い、改めて中国電力に対して申入れをする事項、こちらを、三者ですね、確認しましたということをまずは報告したいというふうに思います。

まず、この協議のほうの日時でございます。令和7年10月31日の午後5時30分から午後5時45分で、米子空港のターミナルビルの1階会議室のほうで開催いたしました。

出席者は、鳥取県の平井知事、米子市の伊木市長、境港市の伊達市長でございます。

協議資料は、別紙のとおりでございますので、御確認お願いできればと思います。次のページになりますね。島根原子力発電所に係る原子力安全対策を担う鳥取県・米子市・境港市に対する財源措置の適正化に係る中国電力への要求方針（案）ということで、この中で、3つの項目ですね、こちらの要求について、この中身について協議のほうが行われたものでございます。

まず、丸の1つ目ですね、1項目めでございます。中国電力が実は今年度から島根県側に核燃料税と、その中と別枠で新たに人件費の財源措置、そういったことを行うということは9月の段階で決定しております。この動きに伴いまして、やはり立地地域と周辺地域との財源格差、これは広がっておるだろうということで、島根県の核燃料税に見合う財源として鳥取県側へ新たな財源措置を検討することということが1番目の要望という話になります。

丸の2つ目ですね、2つ目の項目です。こちらのほうが、これも今年度の9月に島根県のほうで防災対策事業に見合う財源負担というのを実は中国電力が行うことを表明しております。この島根県で行っている防災対策事業、こちらに見合うものを鳥取県側でも行うべきだ、それに対しての負担についても検討するべきだということでの要望ということが2番目という話になります。

3つ目ですね、③、丸3つ目の項目としては、それこそ現状ですね、前回の特別委員会の場でも報告したかなと思われますが、国のほうも、特別措置法ですね、その対象地区を今までそれこそ10キロ圏内から30キロ圏内に広げるという方針を示しているという報告をしたと思いませんけれども、そういった国の動きも鑑みまして、さらに原子力安全対策自体に立地であるか、周辺であるか、そういった差異はない。やはり速やかに鳥取県、米子市及び境港市に対して、島根県側と同等な措置がされるようにということで財源負担の仕組みを整備するということを、この3つの項目を改めて申入れの方向で調整してはということで協議が行われたというものになります。

ちなみに、この協議の場でございますけれども、この丸1つの1項目めと2項目め、これに関しては特に意見なく、同意という形にはなったんですけども、3つ目の項目ですね、ちょっとこちらに関しては伊木市長、伊達市長、両市長からちょっと意見が出まして、この意見を取り入れる形でちょっと調整されるというような形になりました。

では、続けてなんですが、資料4の…。

〔発言する者あり〕

**○山花防災安全課長** そうですね。そうしますと、すみません、では、その両市長から出た意見なんですかとも、まず伊木市長のほうから、安全協定に関わることで財政措置を定常的に行うべき、要は、すみません、協定の中で、これ協定の中に実際財源に関する、何だっけ。すみません。ちょっと待って。すみません。

**○稻田委員長** 松本防災安全監。

**○松本防災安全監** 当日、両市長から出た意見としましては、この書いてあります内容に加えまして、まず島根県と米子の周辺市、これ違いがありますよねというのは前々から申し上げてるところでございます。そこをやはり取っ払って同等の扱いにしてよということがもう根底にあります、その中でいわゆる安全協定を改定して、中国電力さんも鳥取県

の周辺市も同じように扱いますよということも言っていただいとりますんで、その趣旨にのっとってちゃんと同じような扱いをしてくださいという意見が1点出ました。

もう1点は、そういういた財源措置をしていただくのであれば、実際に使う自治体にとって使い勝手がいい、あんまり足かせになるような、いろんな規則であるとか、手続であるとかっていうのがあまりにも複雑になりますと使い勝手がよくない。いざというときに災害対策のために使いにくいというようなことになってはいけないので、そこは使い勝手がいいような、交付金っていうか、補助金措置にしていただきたいという意見が2点出ましたので、これを踏まえて三者、中国電力様への申入れ書の中に加えていこうということが10月31日の会議の中で意見としてまとまりました。

その内容について、次、資料4になりますけれども、そちらのほうの資料で申入れをしたということでございます。

資料4につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

○稻田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 今ちょっと画面のほう共有させていただきましたが、資料4のほうですね、続けて報告させていただきたいと思います。資料4のほうが中国電力に対する財政措置に関する申入れについての報告でございます。

先ほどの資料3で報告いたしました三者協議、こちらを踏まえまして、中国電力への要求内容、調整いたしまして、申入れのほう実施したということでございます。

申入れを行った日時でございますが、令和7年11月6日の午後3時10分、鳥取県庁本庁舎3階の第4応接室におきまして、平井知事、伊木市長、伊達市長より中国電力の北野代表取締役副社長執行役員に対して申入れのほうを行ったという形になります。

ちょっと先ほど防災監からもお話がありましたけれども、内容的には正式に、ちょっと次ページにはなるんですけども、実際の早期具現化について（通知）という形で、こちらの文書のほうを中国電力側のほうに渡していると、申し入れているという状況でございます。

内容的にも先ほど説明いたしました3つの項目、そこからあんまり大きく変わっておりませんが、3番目の項目といたしまして、両市長からの意見、それが出来たので、その意見を反映させる形になっていますけれども、3つ目の下から3行目のところになろうかなと思います。ここに島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定にのっとった財源措置を定常的に行うこと。これは伊木市長の意見が反映された文言という話になります。

この後の、なお、財源の充当等が支障なくされるよう、弾力的な制度運用を行うこと。こちらは先ほどの境港市の伊達市長の意見が反映されたものという、この文言のほうが追加された形で正式な申入れ文書となって中国電力のほうに申入れが行われたということでございます。

説明としては以上になります。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 説明のほうで補足を1点だけさせていただきます。今回の要望に至りました経緯としましては、先ほど課長のほうで申しましたとおりでございます。これまで中国電力から人件費ということで鳥取県に負担をいたしました。これは何かという

と、島根県側は核燃料税という税金ですね、そちらが一般財源として入ってくるに対して、鳥取県側、何もないよねということでそういった充填をいただいております。一方、今回、島根県議会9月議会で上程もされましたけれども、島根県側のほうにも人件費と半島対策費という2つの費用というのが措置をされるということになりましたので、それでしたら鳥取県側に人件費いただいとる人件費というのは、また新たにもらうんですよね。そうすると核燃料税相当と半島対策費相当というのは鳥取県側、これはもらってないんじゃないですかということで、今回の要望の1点目、2点目が核燃料税相当と半島対策費に関する相当の部分を何とかしてくださいということで、この2点をメインでやったと。

3点目は、やはり使い勝手がいいような形でないと意味がないですよねということで、この3点目の要望を申入れをさせていただいたという経緯でございます。

○稻田委員長 説明は以上ですね。

[「はい」と声あり]

○稻田委員長 では、説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

土光委員。

○土光委員 人件費についてお伺いします。今、鳥取県側は中国電力との協定で人件費、マックスということだけど、事実上、毎年1.8億円で、これは県を通じて米子市、境港市にも一定額が配分されている。これ人件費足りていないんですか、この1.8億では。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 鳥取県が足りてるか、足りてないかというのはちょっと分かりませんけれども、米子市において2,000万円頂いりますけれども、当然原子力対応ということで2,000万円を超える人件費というのは支出をしとります。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 幾ら今は現状として人件費支出していることになりますか。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 具体的な額は把握をしとりませんけれども、当然2,000万を頂くときに実績ということで報告をいたします。そのときにも全部これで賄ってる人件費だよねということではないので、当然それ以外にも、まだそこに充当していない人件費というのも当然ございます。そういうのを含めますと2,000万では足りておりませんけれども、冒頭申しましたようにそれが全部で幾らになるかというのは、数字としては持っておりません。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 以前と、以前というのは数年前だけど、一回市に原子力防災関係で人件費積み上げたらどのくらいなるかというの、それは資料頂いてるんですが、そのとき大体2,000万ぐらいでした。そのときはね。

ただ、今は変わってるのかもしれないけど、鳥取県が言っているのは、島根原発があるために様々な安全対策、避難計画を含めた安全対策、それに対して当然人員配置が必要なので、人件費が必要。国はそれを出さない。自腹で出すのはおかしいということで、中国電力に今は要求している。その額が今、鳥取県側、県は分からぬと言ったんですが、あくまでもこれまでの考え方で人件費ぐらいはちゃんと出してほしい。私は、それは正当な要

請だと思うんだけど、じゃあ、鳥取県側で実際人件費どのくらい要るのか、実際、今かかっているのか、それはきちんと積算しないと、これだけかかってるからこれだけ、中国電力または国だと思いますけど、それをちゃんと要請するというのがまず第一歩、最初だと思います。人件費が足らない、足らない言っても、実際幾らかかってるのかはつきりせずに、単に島根県がいっぱいもらつとるから同様にごせというのは、私はあんまり要請としては適切でない要請だと思っています。まず、それは意見です。だからその辺鳥取県側、三者で要求してるんだから、やはり米子市としても三者で人件費が本当に幾らかかってるのかというのはきちんと積算して示すべきだと私は思います。そうしないと要求に全然説得力が出てこないというふうに思います。

それから核燃料税のことがありました。この別紙の要求方針ということで、言葉としては島根県が核燃料税で負担を捻出できる人件費。これ島根県の核燃料税、例えば令和7年度の見込みでいいですから、幾ら核燃料税として入ってきているのか。これ全部人件費に使ってはいけではないと思うのですが、そういう認識はありますか。

○稻田委員長 ちょっと、核燃料税の総額と内訳に人件費が入ってるという…。

〔「それと使い道。」と土光委員〕

○稻田委員長 2つ質問が入ってますね。

〔「そうです」と土光委員〕

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 まず、核燃料税の2点今ありました。その前に、人件費としてしっかり出して要求するべきじゃないのですか、島根県がもらってるから、足りないからくださいよっていうのはおかしいじゃないですかということでございましたけれども、人件費につきましては協力協定に基づいていただくことになつります。ですが、今回、人件費も当然足りてないんですけども、島根県のほうにいわゆる人件費相当プラス核燃料税相当というのは当然うちいただいてない。プラス半島対策費ということで、いわゆるハード整備がメインになると思いますけど、そういう費用も捻出措置をされるよということがございました。ですので、人件費をくださいというもうピンポイント言ってるわけではなくて、そもそも島根県と鳥取県の対応が違うんじゃないですか。それっていうのは核燃料税相当分ないですよね。今回半島対策費というのが出されることになったけど、それ鳥取県側の弓浜半島分の対策費ってないですよね。じゃ、そこをちゃんと考えてくださいということですんで、人件費足りないから人件費くださいって言ってるわけではなくて、全体を通して災害対策に使う費用というのはかかっておりませんんで、それに対して適切な措置をしてくださいという要望でございます。

じゃ、次、核燃料税については、担当のほうから答弁させていただきます。

○稻田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 島根県側の核燃料税の額でございます。申し訳ございません。ちょっとこの場に手持ちの数字等は持っておりませんで、ちょっとこれは確認が必要になるかなと思います。またこれも確認をし次第お伝えするという形になると思います。

○稻田委員長 いいですか。いわゆる内訳部分も含めて確認して、先ほど土光委員がしゃべられたこと、ちょっと文字を起こしてもらって確認して。

土光委員。

○土光委員 令和7年度見込みの核燃料税、これそもそも10・31の資料の中にあった、私は提供というか、県のホームページから入手してるので、これ11.2億円と書かれています。それ多分31日の議論の資料でもこれは配られている資料だというふうに思ってますので、それは、もうそれでいいです。

私が基本的知りたいのは、人件費だけではない、言い換えて、全体を通して災害対策費を同等に、そこまでも、そこまでだったらというか、それは私は理解できます。災害対策は、人件費だけじゃなくて、それ以外いろいろ要る。それをちゃんと中国電力または国から出してもらうというの、私は正当な要求だと思います。

ただ、今、島根県が例えば核燃料税、これ一般財源ですよね。この使途は、災害対策費以外に普通に使ってます、通常の予算の中で。だからそこまで鳥取県は要求しているのかどうか、そこまでは要求しないのか、それをまずお答えください。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 その今御質問の内容につきましては、当然使い勝手がいい補助金なり措置金というのを頂きたいということで、要望の3点目の一番最後の項目として入れてるのはそういったことですし、実際に中国電力に要望する際にも直接その旨申し上げてるところでございます。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 聞こうと思っていたのですが、使い勝手がいいというのは、使い道を島根原発に対しての防災安全対策費以外にも普通に一般財源のように使えるようなそういう形で交付してほしい、そういう意味なんですか。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 一般財源のように使えば、一番幅広く使えることになります。

ただ、当然中国電力さんにとっても、自分たちのお金を自治体に渡す。当然それなりのプロセスを踏んでやらないといけないので、当然全くフリーでということにはならないだろうなとは個人的には思っとります。

ですが、やはり自治体の実情というの踏まえていただいて、そこを可能な限り自由な形で使えるような補助金なり交付金にしていただければというお願いをしつりますので、実際そこは中国電力さんからどういう回答が来るかというのを待ってにはなりますけれども、実際思いとしては、当然根底にある部分で使い勝手がいい、あまりにもぎゅうぎゅうに縛られた補助金なり、措置いただくお金ですとなかなか実用性という面で厳しいこともありますんで、そこは十分中国電力には申入れをしたところでございます。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 これ以降は私の意見になりますが、そういうところまで要求するの私は一線を踏み越えていると思います。今まで主に平井知事が発言していたんですが、国とか中国電力に県に対して財政措置、これはあくまでも島根原発が存在する。それに対して何らかの対応が市民、県民の安全対策のために様々なことをしなければならない。避難計画をつくらないといけない。いろんな機器も要る。そういうための費用は少なくとも出してほしい。県民の安全を守るために、担保するためにそういった財源はちゃんと要求する。それは私は正当な要求だと思いますが、それ以上に、それ以外で自由に勝手に使えるお金を中国電力に要求するのは、私は一線を踏み越えている。別な言い方すると、そういったおね

だり体質は私はおかしいというふうに申しておきます。

特に最近新聞で話題になつたる島根県の半島震災対策費、これ全部で50億円ですよね。毎年5億円、10億円で、これも本当に事故時に対策として必要な事業なら、それはちゃんとやればいいし、その費用は中国電力に負担を求めるというのは、それはある意味で正当かなと思います。

ただ、鳥取県の言い方としては、何か島根県は核燃料税もらってる、半島対策で50億をもらってるのに自分は全然ない。同じ額だけごせみたい、子どものおねだりみたいな言い方というのは私はよくないと思います。例えば弓ヶ浜半島で事故が起きたとき、液状とかいろいろなことがある。安全な避難を確保するために、避難計画の実効性を担保するためにこういった工事が必要、こういった対策が必要。それを具体的に言って、それを積み上げて、このくらいお金が要るから、だから中国電力に負担を求める。それは私は構わないとします。でも今何にもなしで、自分と何をするかということはつきりせずに、島根がもらつたから同じだけ自分にごせという、そういう要求の仕方は私はおかしいというふうに思います。というふうに意見を申し上げとります。

○稻田委員長 ちょっと答弁して。答弁。

松本防災安全監。

○松本防災安全監 土光委員の意見は伺いましたけれども、まず最初に言つとられました自由に勝手に使えるお金をくれという、極端に言えばそういうふうに聞こえたのかもしれませんけれども、やはり行政として災害対策いろいろやっていくに当たって、これは当然のことですけれども、条件というのがつきます。その条件が強くなれば強くなるほど、まずこういうことに使いたいお金に使えないということは発生してまいります。ですので、あくまでも申入れをする段階では、そういう形で自由に、制約が少なくて弾力的に使えるそういう措置をいただきたいという要望を出すことは決して行政としておかしなことではないと思いますし、それを踏まえて中国電力さんがどう考えられて、どういう回答が来るかというのを待つべきだと思っております。そこは1番のところでございます。

もう1点ありましたっけ。

[「半島、島根県は。」と山花防災安全課長]

○松本防災安全監 半島対策費、ある程度事業を詰めて要求するべきだということでございますけれども、現時点では弓ヶ浜半島も島根半島と同じように災害対策ということでやらなければいけないことはたくさんあります。国の交付金などを使いまして、例えば公民館の空調ですね、ああいったのを新しくして避難所としてするために整備をしたりとかします。実際かかっております。ですから、かかってるお金を出すのは簡単なんですが、まずそういう考え方としまして島根県と鳥取県は同じでしょと、避難される住民の命に重さはございませんので、同様の対応をしていきたいという根本的なお願いでございます。それを中国電力さんがどう考えられて、どういう回答が来るかというのを見て、それに応じた、では、実際、今、土光委員言われたように、こういう事業を充てさせていただきますという話はその次になろうかと我々は考えとります。以上でございます。

[「ちょっと今の、いいですか。」と土光委員]

○稻田委員長 簡潔にお願いします。土光委員。

○土光委員 少なくとも島根県は、半島対策費は具体的に何をどうするのかということを

示して、この金額が多分出ているのではないかと思います。だから鳥取県側の今の防災安全監の言わるよう、やっぱり順序が私は逆だと思います。安全を確保するためにこんなくらい、こういったことが必要ということで、それを積み上げてこんなくらいの金額が要る。その金額が島根県と同じか、上回るか、少ないか、それはあんまり問題ではないと思います。

それからもう一つ言っておきますと、核燃料税の使い道で使い勝手のいい、これ防災対策費以外、松江市はこういった、これ一般財源ですから、例えばだけど、高齢者バス割引乗車事業に使ったりと、そういう自由に使ってます。そういう使い方をするという、鳥取県もしたいから核燃料税と同じお金を出せというのは、私はおかしいということを申し上げています。

○稻田委員長 中田委員。

○中田委員 ちょっと私は意見が違うので、それを踏まえてまた答弁されたらと思います。

先ほどおねだりという言葉もありましたけども、今先ほど防災監が答えられたように、原子力問題というか、災害に備えて、事故に備えてやりたいことは山ほどある。できたらいいなということもいっぱいある。ただ、国と違って、地方自治体は財源が確保できないことを、国のようにお金調達することができない。だから財源の裏づけがあることしかできないのが地方自治体の財政と事業の関係です。

これは基本なので、そこを踏まえて、今回の、改めて確認しつきますが、先ほどちょっとちらっと言わされましたけど、いろいろ書いてあるけど、今回のこの要望というか、これの趣旨というか、基本的なものは、要は国が地域振興の特別措置の対象地域を拡大した。だから同等に扱われるような地域に入ってきたのに、立地地域と、それから周辺であるこの当該地域と、米子市のようなところに財源格差が現に生じていて、拡大したじゃないかというところから、その格差はやめてくださいと、同じように扱うという国の趣旨を鑑みて同じようにしてくださいという基本で出されたものというふうに認識しとけばいいですね。やりたいことは、そら財源が確保できればいっぱいできるんだから、だからなぜ出したかということはそこに尽きると私は思うんですけど、それでいいかどうか確認しておきたいと思います。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 今、中田委員言われましたとおり、こちら大本になりましたのが9月に知事が中国電力に三者代表して行きました。これ国の特別措置法、今おっしゃられましたとおり10キロが30キロに増えたりということで周辺、立地、格差なくなってきたましたというところの平井知事いわく大英断があったということで、それでしたら現在島根県と鳥取県格差がありますよね。これも同じような考え方なんで、直すべきじゃないですかということで9月に要望した。

その中身について今回詳しく、細かくさせていただきました。これは9月議会で島根県が核燃料税以外にも人件費と半島対策費というのは出てきた。これやはり考え方としておかしいですよね。じゃあ、やはり同様にしてくださいという趣旨で要望を出してるというところでございます。

その前に土光委員言われましたけれども、それについて、じゃ、最初に何かするべきじゃないかということですけれども、当然あれば分かりやすいですが、我々が求めてるのは

今言われましたように格差をなくしてほしい、同じ住民が避難するのに同じだけお金かかるんですよということ理解していただきたいということは大前提です。

当然それで回答なり、これこれこういうものというのが出れば、じゃあ、米子市としてはこういうのやりましょう、鳥取県としてはこうやりましょう、境はこうやりましょうというのは出てくることになろうかと思つります。以上でございます。

○稻田委員長 中田委員。

○中田委員 分かりました。例えば立入調査のこと、県でも何でもそうですけど、同等に扱ってくださいっていうことは、財源だけじゃなくて、一貫して米子市は言ってきたことなんで、その財源についても同じようなスタンスで同等にやってくださいという考えは持ってきた中で、この対象地域が拡大したということ、趣旨を受けてということで確認しました。そのように理解しておきます。以上です。

○稻田委員長 ほかございますか。ないですね。

又野委員。

○又野委員 意見になるんですけども、前々から言ってることなんですけれども、やはり中国電力さんに対しては、この島根原発っていうもので何かあったときにやはり厳しい対応をすることが必要になってくると考えると、やはり自治体とその会社とは緊張関係を持っていなければならぬと私どもは考えりますので、本来はそういうところからお金を受け取るべきではないと、以前から言ってることなんですけれども、島根のほうと同等に扱ってほしいっていうのは気持ちは分かるんですけども、そういう意味でいえば私どもは島根も受け取るべきではないと思っておりますので、そのことだけは私どもの意見として再度改めてお伝えしておきます。以上です。

○稻田委員長 御意見ですね。

ほかございますか。

[「いいですか」と土光委員]

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 先ほどの人件費のこと、これ三者連名でいろいろ言ってるので、鳥取県、米子市、境港市、実際原子力関係の対策に関して人件費がどのくらい現状かかっているのか、その資料はぜひ出していただきたいと思いますが、よろしいですか。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 本市の分は計算すれば出るんですけど、県、境港市については、この場で出します、出しませんというのはちょっとお答えしにくいので、確認をして、出せる範囲で対応はさせていただきたいと思います。

○稻田委員長 ほかございますか。ないですね。

[「なし」と声あり]

○稻田委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

最後に、5、その他でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。ないですね。

[「なし」と声あり]

○稻田委員長 ないようですので、以上で原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を閉会いたします。

**午後2時38分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員長 稲 田 清